

議案第27号

大田原市保育所条例の一部を改正する条例の制定について
大田原市保育所条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年3月9日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市保育所条例の一部を改正する条例

大田原市保育所条例（昭和62年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「実施」を「利用」に改める。

第3条から5条までを次のように改める。

（保育の提供）

第3条 法第24条第1項の規定に基づく保育の提供は、児童の保護者の労働又は疾病その他子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第1条の事由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とする場合に行うものとする。

（保育内容）

第4条 保育所において提供される保育の内容については、市長が別に定める。

（利用者負担）

第5条 保育所に入所する児童（法第24条第5項又は第6項の規定による措置に係る児童を除く。）の保護者は、利用者負担をしなければならない。

2 前項の利用者負担の額は、大田原市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例（平成27年条例第 号）に定めるところによる。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。